

ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、ふくいSDGsパートナー活動応援金(以下、「応援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「ふくいSDGsパートナー」が実施するパートナー同士の連携促進に向けた事業を応援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 応援金の事業実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体等とする。ただし、地方公共団体および地方自治法第二百四十四条第一項の規定により地方公共団体が設置する公の施設の管理を同法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に行わせている施設は対象外とする。

- (1)「ふくいSDGsパートナー」に登録していること。
- (2)法人格を有しない団体については、定款・規約・会則等を有すること。
- (3)県税や地方消費税を滞納していないこと。
- (4)宗教活動や政治活動を行っていないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、その利益となる活動を行っていないこと。

(対象事業)

第4条 応援金の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1)県内において実施する事業であること。
- (2)「ふくいSDGsパートナー」同士の連携促進に向けた事業であること。
- (3)事業のアウトプットが「福井の未来を担う次世代(子ども、若者、子育て世代)」を対象にしたものであること。または、事業の企画・立案・実行段階において学生の意見を反映する仕組みがあること。
- (4)事業実施主体が新たに実施する事業であること。継続事業である場合は、従来事業と比較して新しい取組みの追加や改善により、事業効果の向上が期待できる内容の事業であること。
- (5)応援金の交付年度内に事業を開始し、翌年度2月末日までに完了する事業であること。

(対象経費)

第5条 応援金の対象となる経費は、別表1に定める経費のうち、知事が適当と認める経費とする。

(事業実施計画等の提出)

第6条 第4条に定める事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)事業計画書(様式第1号)
- (2)収支予算書(様式第2号)
- (3)団体等概要書(様式第3号)

(4) 県税の納税証明書または納税状況の確認に関する同意書(様式第4号)

(5) 地方消費税の納税証明書

(6) その他知事が必要と認める書類

2 公益性が高く収益事業を行わない団体からの申請で、以下(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合、前項の第4号および5号については添付を不要とする。

(ア) 法人で、法人二税が非課税である団体

(イ) 任意団体で、収益事業を行わず法人二税が非課税である団体

(ウ) 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

(事業の採択)

第7条 知事は、前条に定める事業計画書等の提出があったときは、その内容を審査し、採択の可否について事業実施主体に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 事業実施主体は、事業計画書の内容を変更する場合、事前に計画変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなくてはならない。

(応援金の額)

第9条 応援金の額は、総事業費から当該事業収入を控除した額または対象経費の合計額のいずれか低い額とし、上限は50万円とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(応援金の交付)

第10条 知事は、第7条に規定する採択の通知を行ったときは、速やかに第9条に規定する応援金を交付するものとする。

(事業実施の報告)

第11条 事業実施主体は、事業が完了した日から起算して30日以内に事業実施報告書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(応援金の返還)

第12条 知事は、事業実施主体が、偽りその他不正な行為によって応援金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定取消・返還通知書(様式第7号)により交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

この要領は、令和4年5月19日から施行する。

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【別表1】対象経費

報償費	外部講師等に対する謝金
旅費	外部講師等への費用弁償に限る
需用費	消耗品費(単価が3万円未満の物品)、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料 等
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する場合の費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料 等
備品購入費	事業に継続的に必要となる備品の購入費

注:以下の経費は除くものとする。

- ・事業実施主体である企業・団体等およびその構成員に対して支払う経費
- ・飲食に要する経費
- ・不動産の取得、賃借、補償に要する経費
- ・施設整備に要する経費

ふくいSDGsパートナー活動応援事業
事業計画書

年 月 日

福井県知事 様

所在地
企業・団体名
代表者職・氏名

1 事業名

2 実施期間

3 目的

（具体的に記載してください）

- ・目的
- ・対象

4 内容

（具体的に記載してください）

- ・事業概要

※事業概要については、以下のいずれかの条件を満たすように記入ください。

- ・事業のアウトプットが「福井の未来を担う次世代（子ども、若者、子育て世代）」を対象にしたものであること。
- ・事業の企画・立案・実行段階において学生の意見を反映する仕組みがあること。

- ・実施する地域、場所
- ・事業の新規性 ※継続活動の場合には従来の活動との違いを明記
- ・事業の持続性
- ・事業実施中の周知広報方法

5 期待される効果

6 スケジュール

※この様式は適宜変更して差し支えないが、記載内容は上記のとおりとすること
全部または一部について A4 横の別紙により作成することも可とする。

ふくいSDGsパートナー活動応援事業
収支予算書

企業・団体名

1 収入の部

区 分	予算額（円）	内 訳
ふくいSDGs パートナー活動応援金		
自主財源		
寄付金・協賛金等		
事業収入		
収入合計		

2 支出の部

区 分	予算額（円）	経費内訳（積算根拠）
対象経費	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	備品購入費	
	計	
対象外経費		
	計	
支出合計		

団体等概要書

会社・団体名	
所在地	〒
代表者職・氏名	
事業担当責任者	部署： 職・氏名： TEL： FAX： E-Mail：
設立年月	年 月
設立の目的	
事業内容	
構成員数	
ホームページ等のURL	

※ 役員・職員（事業関係者）の名簿および企業・団体等の定款・規約・会則等を添付してください（様式自由）。

県税の納税状況の確認について

私は、ふくいSDGsパートナー活動応援事業の事業認定を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県未来戦略課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住所（所在地）

[フリガナ]
氏名（名称）

福井県知事 様

*納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施するふくいSDGsパートナー活動応援事業の事業認定事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の 年 月 日現在の県税の納税状況については
以下のとおりです。

- 滞納なし 滞納あり
- 徴収猶予あり

受付印欄

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

福井県知事 様

所 在 地

企業・団体名

代表者職・氏名

ふくいSDGsパートナー活動応援事業
事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で採択を受けた事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領第8条の規定に基づき申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

（添付書類）

- ・変更後の事業計画書および収支予算書

福井県知事 様

所在地
企業・団体名
代表者職・氏名

ふくいSDGsパートナー活動応援事業
実施報告書

年 月 日付け 第 号で採択を受けた事業の実施について、ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の成果	
今後の予定	

(添付書類)

- ・収支決算書
- ・事業の実施状況が確認できる資料・写真等

ふくいSDGsパートナー活動応援事業
交付決定取消・返還通知書

第 号
年 月 日

様

福井県知事

年 月 日付け 第 号で通知した交付決定については、下記のとおり
これを取り消すので、ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領第12条の規定に基
づき通知します。

については、交付した応援金を返還期限までに返還してください。

記

- 1 取消理由
- 2 交付した応援金の返還期限
年 月 日
- 3 返還の方法